

# 豊中市の上告棄却、三井さんの勝訴確定を伝える新聞各紙の記事

(いずれも1月25日付)

## 豊中市の上告を棄却 解職元館長に150万円賠償

最高裁

豊中市の男女共同参画推進施設「すてっぷ」の館長職を不当に打ち切られたとして、初代館長で女性政策研究家の三井マリ子さん(62)が、市と運営財団を相手取り約1200万円の損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷(宮川光治裁判長)は市側の上告を棄却する決定をした。市側が150万円の賠償金を支払うよう命じた二審・大阪高裁

判決が確定した。決定は20日付。市によると、すでに利息を含む195万円を三井さん側に支払ったという。三井さんは2000年に「すてっぷ」の非常勤館長に就任したが、04年3月で打ち切られた。昨年3月の高裁判決は、「裁量の範囲内」として雇用打ち切りの違法性は認めなかったが、市側が三井さんに批判的な勢力の圧力

### 館長不当雇い止め 豊中市の上告棄却

損害賠償150万円

豊中市の外郭団体が運営する「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の館長を不当に辞めさせられたとして、女性政策研究家の三井マリ子さん(62)(東京都)が市などに損害賠償を求めた訴訟で、最高裁

第一小法廷(宮川光治裁判長)が、市側の上告を棄却したことが24日分かった。決定は20日付。市側に150万円の支払いを命じた二審・高裁判決が確定する。

市などによると、三井さんは2000年9月に館長に就任。01年4月から任期1年の雇用契約を更新してきたが、館長を常勤に変更するに伴い、04年3月末に雇い止めされた。市の担当幹部は三井さんに説明せず、03年秋から後任候補に就任を打診しており、2審判決は「人格権を侵害した」と認定。三井さんの請求を棄却した一審・地裁判決を変更して、150万円の損害賠償を認めた。

に屈して動いたことが三井さんの人格権を侵害した」と認定した。(柳谷政人)

豊中市の上告棄却  
150万円支払い確定  
雇い止め賠償訴訟

豊中市の男女共同参画推進センターの非常勤館長だった女性政策研究家の三井マリ子さんが「雇い止めされた」として、市と運営財団を相手に慰謝料など1200万円を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷(宮川光治裁判長)は市の上告を棄却した。20日付。市側に150万円の支払いを命じた昨年3月30日の大阪高裁判決が確定した。

【山口朋辰】

読売新聞

毎日新聞

朝日新聞